第1号様式（第2条関係）

(表)

|  |
| --- |
| 　第　　　　号身分証明書　　　職氏名(　　年　　月　　日生)　　上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定による測量若しくは調査又は同法第6条第1項の規定による障害物の伐除若しくは土地の試掘等のため、他人の占有する土地に立ち入る権限を有する者であることを証明します。　なお、この証明書の有効期間は、　　　　年　　月　　日までとします。　　　　　　　年　　月　　日奈良県知事　　　　　　　　　　印　　　 |

注　用紙の大きさは、縦6cm、横9cmとします。

(裏)

|  |
| --- |
| 宅地造成及び特定盛土等規制法(抜粋)　(基礎調査のための土地の立入り等)第5条　都道府県知事(指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞれ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。2～5　略　(基礎調査のための障害物の伐除及び土地の試掘等)第6条　前条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入つて測量又は調査を行う者は、その測量又は調査を行うに当たり、やむを得ない必要があつて、障害となる植物若しくは垣、柵その他の工作物(以下この条、次条第2項及び第58条第2号において「障害物」という。)を伐除しようとする場合又は当該土地に試掘若しくはボーリング若しくはこれに伴う障害物の伐除(以下この条、次条第2項及び同号において「試掘等」という。)を行おうとする場合において、当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者の同意を得ることができないときは、当該障害物の所在地を管轄する市町村長の許可を受けて当該障害物を伐除し、又は当該土地の所在地を管轄する都道府県知事の許可を受けて当該土地に試掘等を行うことができる。この場合において、市町村長が許可を与えるときは障害物の所有者及び占有者に、都道府県知事が許可を与えるときは土地又は障害物の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会を与えなければならない。2及び3　略　(証明書等の携帯)第7条　第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。2　前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。3　前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。 |